

【表紙】	
【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年6月26日
【事業年度】	第10期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）
【会社名】	株式会社マキス
【英訳名】	Makis Co.,. Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 牧 廣美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー
【電話番号】	03-6550-9965
【事務連絡者氏名】	渡邊章行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー
【電話番号】	03-6550-9965
【事務連絡者氏名】	渡邊章行
【提出子会社名】	株式会社メルコホールディングス
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 牧寛之
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都新川一丁目21番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社メルコホールディングス （東京都新川一丁目21番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

	株主の状況							
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数（人）	-	-	-	-	1	-		1
所有株式数 （株）	-	-	-	-	25,319	-		25,319
発行済株式総数 に占める割合 （%）	-	-	-	-	100.00	-		100

(2)【大株主の状況】

氏名	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 占める割合（%）
Makis Holding B.V.	Saturnusstraat 17A, 2132 HB Hoofddorp The Netherlands	25,319	100.00
合計		25,319	100.00

2【役員等の状況】

男性2名、女性1名（役員のうち女性の比率33%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数 (株)
代表取締役		牧廣美	昭和28年5月23日	昭和53年8月 株式会社メルコ（現 バッファロー） 取締役 昭和61年7月 有限会社バッファロー（現 株式会社メルコホールディングス）取締役 平成23年3月 当社取締役 平成30年6月 当社代表取締役（現任）	注2	
取締役		牧大介	昭和57年6月23日	平成23年3月 当社取締役 平成22年11月 株式会社メルコホールディングス入社 平成24年6月 株式会社バッファロー入社 平成30年2月 BUFFALO AMERICAS CEO（現任） 平成30年5月 株式会社バッファロー取締役（現任）		
監査役		山中真人	昭和48年6月29日	平成10年4月 第二東京弁護士会登録、三井安田法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リンクレータズ）入所 平成14年10月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成19年5月 東京青山・青木・狛法律事務所（現ペーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））パートナー 平成23年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成26年3月 メルコインベストメンツ株式会社 監査役 平成29年4月 米国ワシントンDC弁護士登録 平成29年12月 狛・小野グローバル法律事務所パートナー（現任） 平成30年4月 当社 監査役（現任）		

（注）

- 1 代表取締役 牧廣美は、取締役牧大介の母です。
- 2 平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成34年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

6【附属明細書】

会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

監査報告書

私監査役は、2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年6月5日

株式会社マキス
監査役 山中真人 印